埋葬料(費)請求時の添付資料

死亡したのは被保険者である

いいえ →

被扶養者が死亡した場合

【添付資料】 1点

・死亡診断書のコピー

はい ↓

被保険者と生計を
共にしていた人がいる

(同居、あるいは送金がある別居などの生計費の一部を維持されていた人も含む)

いいえ →

実際に埋葬を行った人が請求者となる場合
(被保険者と生計を共にしていなかった人が請求者)

【添付資料】 3点

・死亡診断書のコピー
・請求者名義の振込先口座がわかるもの(通帳のコピーなど)
・請求者名の「実際に埋葬に要した費用」の領収書と明細書のコピー

※「実際に埋葬に要した費用」とは、霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼等が対象になります。

はい ↓

被扶養者が請求を行う

いいえ →

被扶養者ではないが被保険者と生計を共にしていた人が請求者となる場合

【添付資料】 3点

・死亡診断書のコピー
・請求者名義の振込先口座がわかるもの(通帳のコピーなど)

・住民票(続柄記載有のもの)のコピー
または被保険者の住民票除票と請求者の住民票のコピー

はい ↓

被扶養者が請求者となる場合

【添付資料】 2点

・死亡診断書のコピー
・請求者名義の振込先口座がわかるもの(通帳のコピーなど)

注意事項

その他に【状況書】が必要になる場合があります。

死亡した原因が第三者の行為(自動車事故など)によるものであるときは【第三者行為による傷病原因届】も添付してください。
なお、相手方から損害賠償を受けたときは、 給付されません。